

(目的)

1. この取り扱い要綱は、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて道路の位置の指定を行うについて、その具体的な基準及び要領を定めることにより、県下（甲府市、を除く）における良好な市街地の形成を確保する事を目的とする。

(申請者の責務)

2. 申請者は、道路の築造計画が県及び開発する区域の所在する市町村の定める土地利用又は開発に関する計画等に適合するように努めなければならない。

(事前協議)

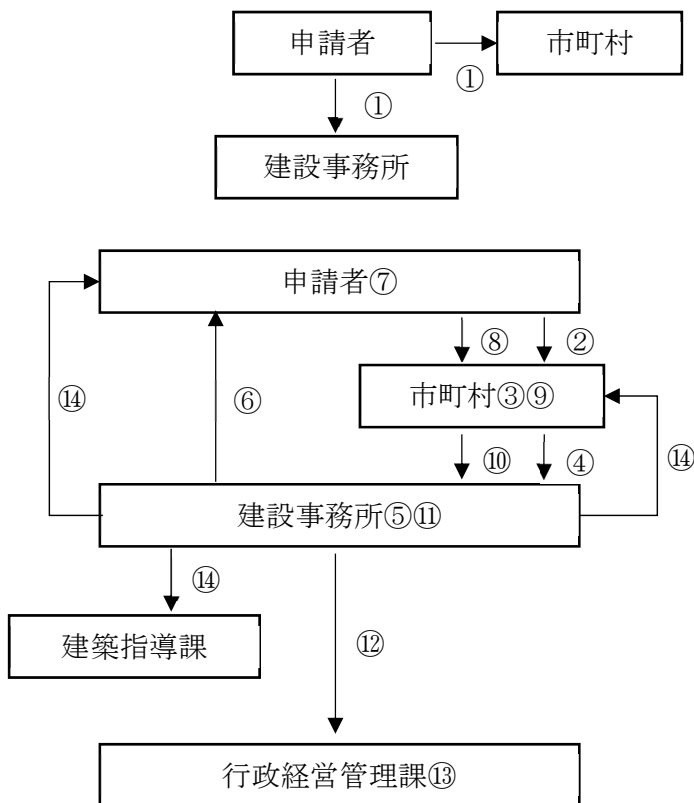
3. 道路の位置の指定を申請しようとする者は、その計画についてあらかじめ、開発区域を所轄する建設事務所及び市町村とそれぞれ協議し同意を得なければならない。

(申請手続き)

4.

- (1) 道路位置の指定（変更、廃止）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に関係図書を添えて、正本 1 部、副本 2 部を、指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）を管轄する市町村へ提出すること。
- (2) 申請者は、指定道路を築造する者、又は指定道路となる土地の所有者とし、指定後の道路の維持管理について責任を負うものとする。
- (3) 申請者が申請代理人を介して申請を行う場合は、委任状を添付すること。
- (4) 図面作成者及び測量者は、建築士、土地家屋調査士及び測量士とし該当欄に、この住所・氏名を記入し、押印（認印）する。ただし、特定行政庁がこれらのものと同等以上の者として認めた場合は、この限りではない。

(事務処理の流れフローチャート)



- ① 事前打合わせ
- ② 事前協議書提出
- ③ 受付
- ④ 送付
- ⑤ 事前協議書審査
- ⑥ 築造承認
- ⑦ 築造、分筆、地目変更
- ⑧ 本申請提出
- ⑨ 受付
- ⑩ 送付
- ⑪ 審査（現場審査共）
- ⑫ 告示持込
- ⑬ 告示・山梨県広報掲載
- ⑭ 指定通知

(添付図書)

5. 正本に原図を、副本にその写しを添付する。

(1) 付近見取図（縮尺 1/2,500 位）

方位、地形、開発区域周辺の道路及び目標となる地物、開発区域外からの集水状況、主要交通機関からの経路、指定道路の位置等の明示。

(2) 地籍図（縮尺 1/200 位）－実測図～平面計画図

- イ. 方位
- ロ. 縮尺
- ハ. 開発区域の境界
- ニ. 指定道路の位置、延長、幅員、区間長さ
- ホ. 転回広場の位置、寸法、面積
- ヘ. 隅切の寸法
- ト. 地番界
- チ. 宅地の区画割り
- リ. 側溝（排水方向記入）、土留、擁壁、フェンス、がけ等を記入
- ヌ. 指定道路分、宅地分の排水方向
- ル. 接続道路（公道、私道の種別、位置、幅員を記入）
- ヲ. 接続道路が法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の場合は、指定年月日、番号を記入
- ワ. 既設建物等のある場合は、配置、用途、出入口の方向等を記入
- カ. 土地の高低、その他地形上特記すべき事項

(3) 開発面積算定図（縮尺 1/250 位）

- (4) 公図の写し(公図のとおりとし、必要な場合は、法務局の証明書を添付するものとする。なお表示の範囲は、開発区域及び開発区域周辺とする。)
- イ. 方位
 - ロ. 開発区域の境界
 - ハ. 地名、地番
 - ニ. 地目
 - ホ. 土地の所有者
 - ヘ. 公共用地(道路、水路等)の位置
 - ト. 指定道路の位置(図面審査後、指定道路となる部分を分筆、地目は原則として公衆用道路とする。)
- (5) 指定道路構造図(縮尺-任意)-道路縦、横断面構造図
- イ. 路面、路盤の詳細
 - ロ. 道路側溝等の位置、形状及び寸法
 - ハ. 接続道路及び指定道路の幅員
 - ニ. 隣接する敷地の高低
- (6) 承諾書
- イ. 承諾を必要とする範囲
 - a. 指定道路となる土地の所有者、借地権及び使用権者等の関係権利者又はその土地内の建物もしくは工作物について権利を有するもの。
(正本に登記簿謄本を、副本にその写しを添付する。)
 - b. 指定道路が公園等に接続している場合は、通り抜け、又は転回することについて、承諾することが出来る権限を有する者。
 - c. 指定道路が公有地の改廃及び占有にかかる場合、歩道がある他の道路に接続する場合又は公有地を含む場合は、その管理者の承諾書又は許可書等の写しを添付する。
例 施工承認、国有財産使用許可等
 - d. 既指定道路に接続する場合は、当該既指定道路の関係権利者
 - ロ. 承諾書の記入方法
 - a. 権利別欄に土地の地名、地番、権利関係を、住所欄、氏名欄に承諾者の住所、氏名を記入して、承諾印を押印する。
 - b. 法廷代理人、公有地の管理者、又は親権者(権利者が未成年者の場合)の場合はこれらの資格を権利別欄に記載する。
 - c. 承諾印は実印とし正本に印鑑登録証明書を、副本にその写しを添付する。
 - d. 管理者欄に指定道路の基準に適合するよう管理する者の住所、氏名を記入して承諾印を押印する。
- (7) その他
- イ. 申請後に申請図書を訂正する場合(軽微な訂正を除く)は、その訂正部分にかかる権利者の訂正印(実印)を要する。
 - ロ. 軽微な訂正(権利に及ばないもの)は、申請者又は代理人の訂正印を要する。
(例-誤字等)-認印
 - ハ. 申請書及び申請図の申請者欄に住所、氏名を記入し、押印(認印)する。